

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求事件1件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年10月15日

教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成 24 年 9 月 18 日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（10 月 2 日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民
被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成 24 年 8 月 27 日付け行政文書開示請求に対してなした、平成 24 年 9 月 10 日付け 24 教健第 442-3 号の行政文書不開示決定処分、24 教健第 442-2 号の行政文書一部開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

健康学習課に対する開示請求

- ・ 刈谷工業高校から入手した文書 H23 年度、H24 年度
- ・ 刈谷工業高校へ発出した文書 H23 年度、H24 年度
- ・ 刈谷工業高校高 2 生徒の自殺に関する第三者委員会で配布された文書及び議事録
- ・ 上記第三者委員会委員の氏名が記載されている文書

【不開示決定の理由】

- ・ 個人識別情報であるか又は個人を識別できなくとも公にすることでなお個人の権利利益を害する恐れがあるため。
- ・ 県教委内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることで率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。
- ・ 県教委が行う学校安全事務に関する情報であって、公にすることで当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。

【原告の主張】

刈谷工業高校から入手した自殺に関する報告書等は、関係者が公開されることを了解していると考えられ、本人（家族）に対して一部開示決定がなされている。また実際に不開示となった内容の一部が新聞に掲載されており、既に明らかになっているこれら情報については不開示情報に該当しない。愛知県教育委員会は調査内容を公表し検討することが求められているため請求内容は不開示事由に該当せず、本件行政文書不開示決定処分及び行政文書一部開示決定処分は取り消されるべきである。

4 第 1 回口頭弁論期日

平成 24 年 11 月 21 日(水) 午前 10 時 15 分